

九州地区情緒障害教育研究会会則

第1章 総 則

名 称

第1条 この会は、九州地区情緒障害教育研究会（略称 九情研）という。

事務局

第2条 この会は、事務局を会長の指定する学校に置く。

目 的

第3条 この会は、九州地区情緒教育団体相互の連携を図り、情緒障害児の教育研究及び福祉の増進を図ることを目的とする。

事 業

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 教育研究に関すること。
2. 実態調査に関すること。
3. 研究奨励に関すること。
4. 情報交換に関すること。
5. その他この会の目的を達する事項。

第2章 組 織

会 員

第5条 この会は、情緒障害教育の研究団体及び教育関係者と、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第3章 役 職 員

役員・監事

第6条 この会は、次の役員・監事を置く。選出は次のように行う。

1. 会 長 1 名 理事会で選出する。
 2. 副会長 若干名 理事会で選出する。
 3. 理 事 若干名 単位団体ごとに1名推薦する。
 4. 監 事 若干名 理事会で選出する。
- ※ 役員・監事の任期は1年とする。但し、留任は妨げない。
補欠役員・監事の任務は前任者の残任期間とする。

任 務

第7条 役員・監事の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を統轄し、会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。

顧問

第8条 この会は、顧問を置くことができる。

1. 顧問は、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
2. 顧問は、この会の重要事項について諮問に応ずる。

第4章 会 議

招 集

第9条 会議は会長が招集し、その議長となる。

総会・理事会

第10条 総会は、当番県において開催する。理事会は年1回開き次の事項を行う。

1. 会長・副会長・監事の選任及び顧問の推薦
2. 事業報告・決算の承認
3. 事業計画・予算案の審議
4. 会則の改廃
5. その他重要事項

※ 必要ある時は臨時に理事会を開くことができる。

第5章 会 計

経 費

第11条 この会の経費は、各県負担金、補助金及びその他をもってあてる。

各県負担金

第12条 この会の経費として、各県情研は九情研の負担金一律 40,000 円を納入するものとする。

年 度

第13条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 付 則

研究大会

第14条 この会の研究大会開催は、毎年次の順序とする。

- | | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 1. 長崎県 | 2. 佐賀県 | 3. 大分県 | 4. 熊本県 |
| 5. 鹿児島県 | 6. 宮崎県 | 7. 福岡県 | 8. 沖縄県 |

※ ただし、諸事情により変更することがある。

施 行

第15条 この会の会則は、昭和49年11月1日から施行する。

1. 昭和53年 4月1日 一部改正
2. 昭和56年11月1日 全面改正
3. 昭和59年 6月1日 一部改正
4. 平成17年 2月2日 一部改正